

防官広第 5902 号

17. 7. 29

改正 防官広第 281 号

19. 1. 9

大臣官房長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
殿

事務次官

防衛モニターの実施要綱について(通達)

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

なお、防官広第 9 2 7 9 号(1 6. 1 1. 1 1)は廃止する。

添付書類：防衛モニター実施要綱

防衛モニター実施要綱

1 目的

防衛及び自衛隊に関する国民の意見または要望などを聴し、今後の諸施策の資とする。

2 防衛モニターに依頼する事項

- (1) 特定のテーマについての定期的な報告
- (2) 部隊見学等自衛隊の現状等の理解を得るために必要と認められる事項についての意見又は要望の提出
- (3) その他、防衛及び自衛隊に関する事項についての自発的な意見又は要望の提出

3 防衛モニターの資格

- (1) 防衛問題及び自衛隊について関心を持ち、防衛モニターとしての熱意を持っている者
- (2) 次の職に該当しない者
 - ア 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - イ 常勤の国家公務員及び地方公務員
 - ウ 非常勤の国家公務員のうち、行政相談員

4 防衛モニター選考要領

- (1) 防衛モニターは、前項の資格を有すると認められる者から、各地域の人口及び全国の各階層の構成比率に応じて別紙第1の基準に従って陸上幕僚長が候補者を選定することとする。
- (2) 陸上幕僚長は、候補者名簿を別紙第2の様式により当該年度の2月末日までに、事務次官あて提出し、事務次官は当該名簿に基づき、防衛モニターを決定するものとする。
- (3) 事務次官は、前号の規定に基づいて決定した防衛モニターを陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長に通知することとし、陸上幕僚長はその写しを各方面総監に通知するものとする。

5 依頼形式及び期間

事務次官は、前項第2号により決定した防衛モニターに対し、別紙第3の様式により委嘱する。委嘱期間は2年とする。

6 報告

(1) 定期報告

定期報告のテーマ、質問内容及び回答時期については、大臣官房長から陸上幕僚長に通知することとし、陸上幕僚長はその写しを各方面総監に、各方面総監はその写しを防衛モニターに対し通知するものとする。

(2) 随時報告

ア 各方面総監は、防衛モニターに対し、別紙第4の様式により少なくとも年1回随時報告書の提出を依頼するものとし、提出された報告書については、四半期ごとに陸上幕僚長あて送付するものとする。なお、テーマについては防衛モニターの自由意思によるものとする。

イ 陸上幕僚長は、四半期ごとに報告書を取りまとめ、各四半期終了後1か月以内に大臣官房長あて提出するものとする。

7 報告の処理

大臣官房長は、今後の諸施策の資として活用されるよう、防衛モニターからの報告、意見又は要望を分析整理の上、報告書を作成し、関係参事官会議において報告する。

8 海上幕僚長及び航空幕僚長の協力

海上幕僚長及び航空幕僚長は、防衛モニター候補者の推薦、防衛モニターとの連絡、部隊見学の実施等について、陸上幕僚長に協力するものとする。

9 謝礼

- (1) 定期報告、随時報告及び自発的な意見又は要望の提出を受けた場合、それぞれ謝礼の支払を実施する。
- (2) 謝礼の支払基準及び支払要領は、別紙第5のとおりとする。

10 防衛モニター証明書

防衛モニターに対し、別紙第6の様式による証明書を発行するものとする。

11 感謝状

委嘱を終了した防衛モニターに対しては、別紙第7の様式による感謝状を贈呈するものとする。

12 その他

- (1) 防衛モニターには、各種広報資料及び防衛モニターから提出された報告、意見又は要望の諸施策への反映状況に関する資料等を送付する。
- (2) 防衛モニターには、部隊見学及び演習見学に積極的に招待するとともに、関係機関等は便宜を供与するものとする。
- (3) 防衛モニターの委嘱期間が終了した者のうち、地方の有識者として一般市民への防衛問題に関する啓蒙活動が期待できる者については、引き続き協力が得られるよう配慮するものとする。
- (4) 細部について、特に必要な場合は大臣官房長から通知させる。

別紙第1

モニター選考基準について

1 地域別・公募及び職業別モニター人員選考区分

	農林漁業	商工サービス	事務職	販売サービス	技術技能	自由業	主婦	学生	計	公募	合計
北 部	4	4	5	4	6	2	5	2	32	8	40
東 北	4	4	5	4	6	2	5	2	32	8	40
東 部	7	7	8	5	9	4	8	4	52	13	65
中 部	7	7	6	6	9	3	7	3	48	12	60
西 部	4	4	6	4	6	3	6	3	36	9	45
計	26	26	30	23	36	14	31	14	200	50	250

(注) (1) 各都道府県の地域区分は別紙第1-2

(2) 階層別構成要素は別紙第1-3

2 候補者選考上の留意事項

- (1) 極力、自衛隊に関係のない者を選考する。
- (2) 性別及び年齢の均衡を図る。(特に前者の均衡を図るべく努力する。)

- (3) 駐屯地、基地等の周辺に偏ることなく選考する。
- (4) 防衛省ホームページ上で当該年度の8月末日まで公募を行い、その後集計した応募者に関する情報を大臣官房広報課から陸上幕僚監部広報室を通じ、陸上自衛隊の各方面総監部に対し連絡する。
- (5) 各方面総監部では、受け取った公募への応募者の情報に基づき、最大割当人数以内で選考する。
- (6) 公募枠が満たされない場合は、当該方面総監部所定により公募によらず選考する。

別紙第1-2

各都道府県の地域区分

地域別	該当する都道府県名
北 部	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東 部	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中 部	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
西 部	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

別紙第1-3

階層別の構成要素

階層名	構成要素(対象範囲)[性別不同]
農林漁業	農業、林業又は水産業の経営者(これらの家族従事者は含まない。)
商工サービス	販売業、製造業(加工、組立てを含む。)、建設業、輸送・通信業、鉱業、金融・不動産業又は各種サービス業(旅館業、理容業、美容業等)の経営者(その家族従業者は含まない。)
事務職	会社、団体、商店などの被用者(従業員)で、管理的職務、専門的技術的業務又は一般事務に従事する者
販売サービス業	販売業、運送・通信業、金融・不動産業及び各種サービス業(旅館業、理容業、美容業等)を営む会社商店などの被用者で主に販売・サービスに従事する者
技術・技能職	製造業、建設業、鉱業、農林漁業等を営む会社団体などの被用者で、各種の生産工程において生産作業に従事する者又は主に筋肉労働者に従事するもの
自由業	一定の雇用関係によらず、自由意思に基づいて生活をたてている職業に従事する者。医師(歯科医師及び獣医師を含む。)、弁護士、弁理士、税理士、公認会計士、宗教家、又はその他の自由業(芸術家、聴述家、各種デザイナー等)
主 婦	職業を持たない主婦
学 生	20代の大学生

委 嘱 状

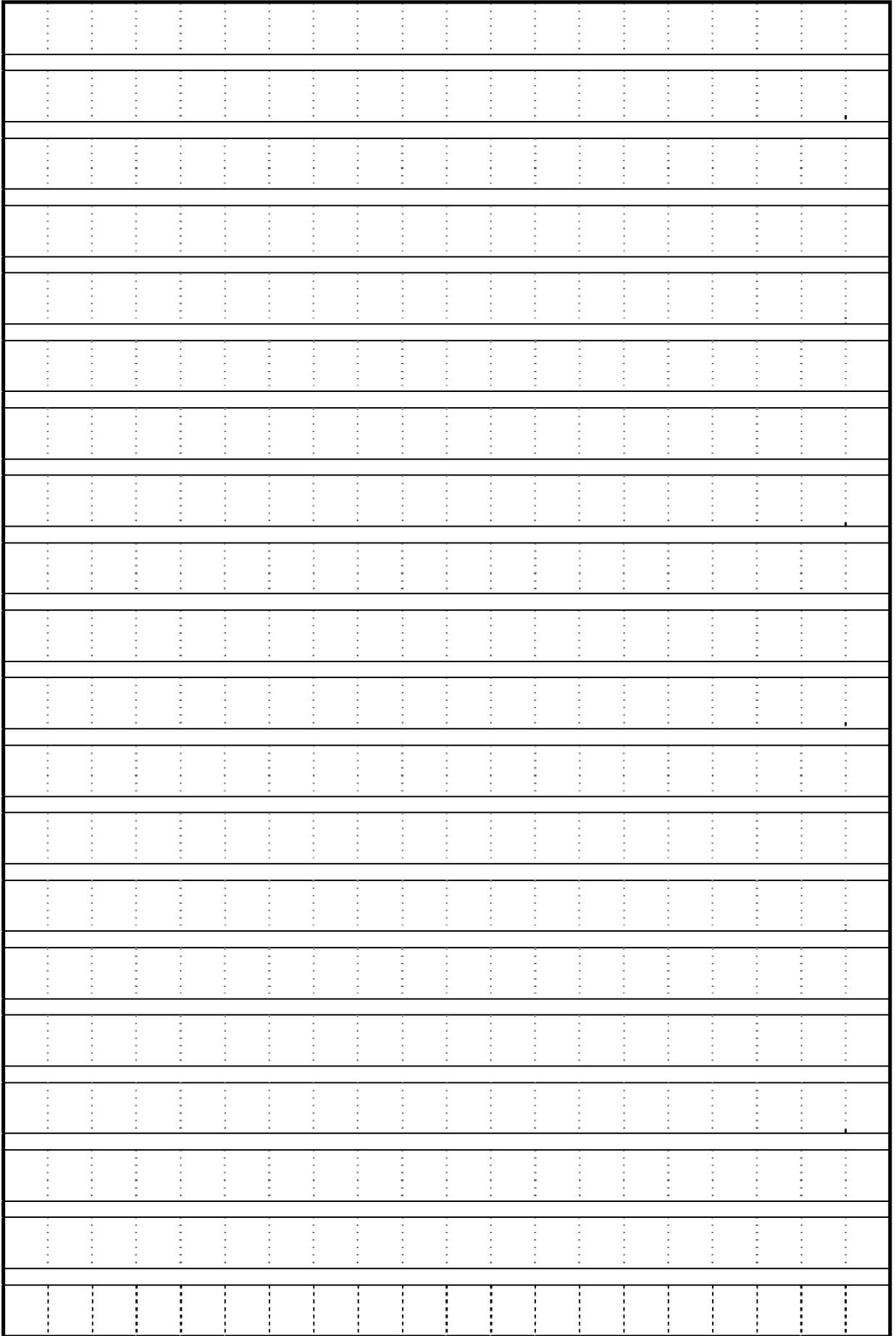
○ ○ ○ ○ 様

あなたに防衛モニター
を委嘱します。

平成○○年4月

防衛事務次官

○ ○ ○ ○



謝礼の支払基準及び支払要領

1 支払基準

定期報告及び随時報告の謝礼は、次のとおりとする。

- (1) 定期報告謝礼：3,000円
- (2) 随時報告謝礼：1,000円

ただし、随時報告謝礼は年間1,000円を限度とする。

2 支払要領

定期報告及び随時報告の提出を受理する陸上自衛隊各方面総監部において、それぞれの報告書の提出を受けた都度「国庫金送金通知書」により送金する。

防衛モニター証明書様式

(表 面)

写 真	防衛モニター証明書第	号
	男 殿 女	歳
	住所	
	有効〇〇. 3. 31まで	
上記の方は防衛モニターに委嘱され たことを証明します。		印
平成△△年 4月 1日		
陸上自衛隊 方面総監		

(裏 面)

注 意

この証明書を忘失した場合は直ちに
最寄りの部隊に連絡してください。

規格：B列8番

○ ○ ○ ○ 殿

平成〇〇年3月をもちまして防衛モニターの委嘱期間が終了いたしました。

この間の御高配、御協力に対し厚く御礼申し上げます。

お寄せいただきました御意見、御提案につきましては、今後の防衛施策の参考とさせていただきますこととしております。

なお、今後とも防衛省・自衛隊に対し、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成〇〇年4月

防衛事務次官

○ ○ ○ ○